

住民基本台帳カードの申請について

申請手続

住民基本台帳カードを必要とする本人が、町民生活課窓口にて申請してください。
住民基本台帳カードには、写真付きと写真無しがあり、写真付きを希望する場合は、窓口にて写真撮影を行います。

- 注意事項
申請を受付けしてから、カードの発行には平均2週間程度日数がかかります。
(カード発行機関に作成を依頼するため。)
申請には、日数に余裕をもって早めにお越しください。



申請できる方

国富町に住民登録されている方で、下記に該当する方。

- ・ 本人(15歳未満及び成年被後見人は除く)。
- ・ 法定代理人(本人が15歳未満の場合はその親権者、本人が成年被後見人の場合はその後見人)

公的な身分証明書として使えます

住民基本台帳カードには、氏名・住所・生年月日・性別が記載され、写真付きの住民基本台帳カードは、市区町村長が交付する公的な身分証明書として、本人確認などに使うことができます。

申請に必要なもの

- 運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した写真付きの証明書
(ご持参いただけない場合は、後日、郵便による本人照会を行い、照会書及び健康保険証等とともに、再度ご持参いただきます。この場合、カード発行までの日数がさらにかかります。)
- 印鑑(シャチハタ不可)
- 手数料 500 円

留意点

- カードの有効期限はいずれも 10 年間です。
- 他の市区町村に転出した場合には無効になりますので、届出の際にカードは返納していただきます。ただし、カードを用いた転出の場合は転出先の市町村においても引き続きカードを有効に利用していただけます。
- 町内での転居の際には、カード表面に記載された住所等を修正しますので、窓口でカードをご持参ください。
- カードを紛失された場合は、直ちに町民生活課までご連絡ください。

公的個人認証サービスについて

- 公的個人認証サービス制度は、家庭のパソコンから、インターネットを通じて、行政機関等に電子申請・届出等を行う際に、「申請者が本人であること」及び「インターネットの通信上で改ざんがされていないこと」を電子的に証明するものです。この電子証明書の証明者は都道府県知事で、住民基本台帳カードに証明が記録されます。証明書の有効期間は 3 年間です。
- サービスの申込みの際には、国富町発行の住民基本台帳カード、本人確認ができる書類(運転免許証・パスポート等、官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類。健康保険証など、顔写真の付いてない本人確認書類では即日交付不可。なお、お持ちいただく住民基本台帳カードが顔写真付きの場合は、当カードのみで結構です。)、発行手数料 500 円、印鑑(シャチハタ不可)が必要になります。
- 有効期限の 3ヶ月前から更新申請をすることができます。

- 更新後の有効期間は更新手続きされた日から3年間となります。前回の有効期限日から3年間有効とはなりませんので、予めご承知おきください。なお、有効期間内における更新の場合、更新前の電子証明書を失効させ、改めて新しい電子証明書を発行する取り扱いとなります。

住民基本台帳カードについてはこちら⇒【[住民基本台帳カード総合情報サイト](#) | 総務省】

公的個人認証サービスの利用についてはこちら⇒【[公的個人認証サービスポータルサイト](#)】